

春日井市サンマルシェ循環バス運行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の交通利便性を確保するため、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社（以下「センター開発会社」という。）のサンマルシェ循環バスの運行に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、センター開発会社のサンマルシェ循環バスの運行事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費の額は、運行経費から運賃収入及びその他の収入を除いたセンター開発会社の負担額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の市長が定める期日は、補助事業を行う年度の4月末日とする。

2 規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 運行経費及びその内訳が明らかになる書類

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、市長が必要と認める場合に限り、事業完了前において概算額を交付することができる。この場合において、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の実績報告に係る関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 支払いが明らかになる書類

(2) 運賃収入及びその他の収入が明らかになる書類

2 規則第9条の実績報告書及び前項に定める関係書類は、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、センター開発会社に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助事業について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(帳簿の保存)

第9条 センター開発会社は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。